

### 3 保障期間及び効力発生日

- (1) この共済の保障期間は毎年4月1日(更新日)から翌年3月31日の1年間で、以後1年ごとに更新します。
- (2) 4月1日に加入希望される会員様は前月の3月20日までに、必要な手続きを完了してください。
- (3) お申込書の受付・診査(加入承諾)・掛金の入金後、加入日の午前0時より、効力が発生します。
- (4) 毎年2月に更新のお知らせをお送りしますので、脱退される方はお申し出ください。  
(期中で脱退希望される場合は、保障期間終了後、脱退となります。)

### 4 中途加入および継続加入

- (1) 4月1日以降に期中で加入希望される場合は、10月1日に加入となります。(更新日は翌4月1日)  
その場合は、前月9月20日までに申込み及び掛金の払い込みを完了して頂きます。
- (2) 基本プランに加入されている共済加入者が更新日時点でICSの会員であり、満61歳に達した場合は、シニアプランに変更し、継続加入することができます。(共済金額を増額することはできません。)
- (3) シニアプランに加入されている共済加入者が更新日時点でICSの会員であり満66歳に達した場合は、K2コースに変更し、満70歳まで継続加入することができます。更に満71歳時点で継続を希望される場合はK1コースに満75歳まで継続加入することができます。(継続する場合は、ICSの会員であることが条件となります。)

### 5 申込み方法

別紙申込書に必要事項を記入・押印の上、「制度引受先：友愛共済協同組合・共済係(以下、共済係と表記します)」まで郵送またはFAXにて、ご送付ください。

### 6 共済掛金の払込方法

- (1) 掛金は原則として年払いです。(ご希望により半年払いも可能です。)
- (2) 申込書受付、加入承諾後に「加入証書及び掛金払込案内」を共済係よりご自宅にお送りします。
- (3) 払込案内に記載の掛金を指定する銀行口座に振込みをお願いします。(振込手数料は加入者様の負担となります。)

### 7 共済金支払事由(保障内容)

- (1) 病気死亡共済金：共済加入者が保障期間中に疾病を原因として死亡した場合にお支払いします。
- (2) 高度障害共済金：共済加入者が保障期間中に疾病を原因として「別表1」に定める高度障害状態に該当した場合にお支払いします。
- (3) 傷害死亡共済金：共済加入者が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内に死亡した場合にお支払いします。
- (4) 後遺障害共済金：共済加入者が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内に「別表2」の障害状態に該当した場合にその割合に応じてお支払いします。
- (5) 傷害入院共済金：共済加入者が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内にその障害の治療を目的として、日本国内の病院・診療所に継続して5日以上入院をした場合、1日目から120日を限度にお支払いします。

### 8 満期返戻金・配当金

この共済制度には、満期返戻金及び配当金はありません。

### 9 脱退及び解約返戻金

ご加入後に脱退される場合は、共済係にご連絡ください。なお、解約返戻金はありません。

(P-2)